

## 信州新町美術館・化石博物館友の会会則

### (名 称)

第1条 本会は、信州新町美術館・化石博物館友の会（以下「友の会」という。）といい、事務所を信州新町美術館内におく。

### (目 的)

第2条 友の会は美術館、化石博物館に関心を持つ者の集まりで、会員の教養と親睦を深めると共に、美術館、化石博物館の活動を援助し、その発展に協力することを目的とする。

### (入 会)

第3条 友の会には、誰でも入会できる。入会は所定の申込書に必要な事項を記入のうえ会費を添えて申し込むものとする。

### (会 費)

第4条 会費は、次のとおりとする。

個人会員 年額1,500円

家族会員 1家族（同居家族）年額2,000円

### (事 業)

第5条 友の会は、第2条の規定により次の事業を行う。

- (1) 美術館・化石博物館の行う関係行事への参加・協力
- (2) 出版物及びグッズの販売
- (3) 友の会報の刊行
- (4) その他目的達成に必要な事業

### (特 典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 友の会の行う行事への参加の優待。
- (2) 友の会で頒布する物品の割引。

### (役 員)

第7条 友の会に、次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名

理 事 若干名

監 事 2名

幹 事 若干名

2. 前項にかかげる役員のほか、顧問および相談役をおくことができる。

### (役員を選出)

第8条 会長、副会長、理事および監事は総会において選出する。

- 2 顧問および相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 幹事は、会長が任命する。

### (役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、友の会を代表し会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問および相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- (4) 理事は、役員会を構成し友の会の企画執行にあたる。
- (5) 監事は、友の会の会計を監査し総会において報告する。
- (6) 幹事は、会長の命により事務を処理する。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催し会長が召集する。必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 予算及び決算の認定
- (4) 事業計画並びに事業報告の認定
- (5) その他、友の会の運営に必要な事項

(部の設置)

第12条 第2条の目的達成及び第5条の事業の円滑な運営のため、必要に応じて部を設置することができる。

(経費)

第13条 友の会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 友の会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成9年6月22日から施行する。

(経過措置)

2 第7条から第9条の規定にかかわらず、この会則の施行から平成10年3月31日までの間は、会長に「旧信州新町美術館友の会」の会長を、「旧信州新町化石博物館友の会」の会長は代表副会長とし、なおその他の役員は従前のとおりとする。

(廃止)

3 信州新町美術館友の会会則(昭和51年4月1日施行)及び信州新町化石博物館友の会会則(平成5年12月8日施行)は廃止する。

(施行期日)

4 この会則は、令和4年4月12日から施行する。

(施行期日)

5 この会則は、令和6年4月1日から施行する。